5	不明	不明	名城大学	1998	法	In general, it is not	月イチライブ講義６月	2013／６／１～2013／12／31	10,500
6	不明	不明	立命館大学	1995	国際関係	2	月イチライブ講義４月	2013／４／１～2013／12／31	10,500
								合計	63,000

※問題番号が不明な場合は使用された英文の冒頭から５～６つ目までの単語を記載するものとする。

（**別表７**）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物							利用方法及び補償金の額		
番号	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（大学入試英語問題の区分）				利用方法（複製・翻訳・公衆送信（動画配信サイト・動画配信））		補償金の額（税込・単位：円）
			大学名	年度	学部等	問題番号（※）	教材名（ＷＥＢ用教材）	利用期間	
1	不明	不明	学習院大学	1999	法	1	月イチライブ講義６月	2013／６／１～2013／12／31	21,000
2	不明	不明	京都学園大学	1997	経済・経営・法	2	月イチライブ講義４月	2013／４／１～2013／12／31	21,000
3	不明	不明	東洋大学	1997	経済・法	2	月イチライブ講義５月	2013／５／１～2013／12／31	21,000
4	不明	不明	日本大学	1998	経済	3	月イチライブ講義４月	2013／４／１～2013／12／31	21,000
5	不明	不明	名城大学	1998	法	In general, it is not	月イチライブ講義６月	2013／６／１～2013／12／31	21,000
6	不明	不明	立命館大学	1995	国際関係	2	月イチライブ講義４月	2013／４／１～2013／12／31	21,000
								合計	126,000

※問題番号が不明な場合は使用された英文の冒頭から５～６つ目までの単語を記載するものとする。

○文化庁告示第四十四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年六月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年八月二十九日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表一～三参照　不明　別表一～三参照

二　利用者の住所及び氏名　岡山県岡山市北区南方三丁目七番十七号　株式会社ラーンズ（代表取締役社長　岩下洋子）

三　利用方法

①　通信教育用教材（別表一参照）において、複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

②　①を追加して、公衆に譲渡することを目的とし複製する場合には、八、〇〇〇部単位とする。（別表一参照）

③　販売促進用教材（別表二参照）において、複製し、公衆に譲渡する。

④　販売促進用ＣＤ（別表三参照）において、複製し、公衆に譲渡する。

右記三の②の利用については、裁定を受けた日から五年以内に限るものとし、その期間を過ぎた場合は再度裁定を受けるものとする。

四　補償金の総額　六四六、二七六円

（**別表１**）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

単位：円（税込）

利用を認める著作物								利用方法及び補償金の額		
番号	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（大学入試英語問題の区分）					利用方法（複製・翻訳・譲渡）	補償金の額	追加複製に係る補償金の額
			大学名	年度	方式等	学部等	問題番号又は冒頭	教材名		
1	不明	不明	愛知県立大学	1996	前期 個別学力 ２月25日	文	The past 25 years have seen the most dramatic change	英語オーダー問題集（学校直販用）	2,230	2,230